

7 成績評価・修了認定

基準 7-1

成績評価が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして、次に掲げる基準に基づいて行われていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準に従って成績評価が行われていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに当事者である学生に告知されていること。

[現状]

各科目（講義、演習、実習）の到達目標や成績評価の方法は、すべてシラバスに記載され、学生に周知されている。成績は、講義科目については、多くの場合、試験の成績、レポートの提出や出席状況により総合的に評価される。実習科目では特に出席状況や受講姿勢を重視するが、実習レポートも評価の対象となっている。このような基準により成績評価がなされているが、本学では GPA（Grade Point Average）制度に従って評点を算出している。各科目の成績評価を、5段階（秀、優、良、可、不可）で評価し、これらの成績評価段階にそれぞれ4.0、3.0、2.0、1.0、0.0 の評点（Grade Point）を付与して、1単位当たりの評点平均値（GPA）を算出するものである。成績表には、GPA とともに受講した科目の5段階評価、当該学期の学年席次、通算学年席次が記される。成績表は、前期試験終了後及び後期試験終了後にクラス担任が学生個別に直接手渡し、その際に学習指導を行うこととしている。進級要件を満たさず留年が決定した学生には、クラス担任がその旨を通知する。

（資料：シラバス－履修の手引－2009）

[点検・評価]

優れた点

- ・全授業科目について成績評価基準をシラバスに明記していることは評価できる。

改善を要する点

- ・特になし。

[改善計画]

特になし。

基準 7-2

履修成果が一定水準に到達しない学生に対し、原則として上位学年配当の授業科目の履修を制限する制度が採用されていること。

【観点 7-2-1】進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、留年の場合の取り扱い（再履修を要する科目の範囲）等が決定され、学生に周知されていること。

[現状]

学年ごと（1～5年次）の進級要件は、神戸薬科大学履修規程第12条としてシラバス内に明記され、学生に周知徹底されている。進級要件を満たさず留年が決定した学生には、クラス担任がその旨を通知し、その後1か月以内に大学側が当該学生及びその保護者と面談し、再履修や学生生活等についての指導を行っている。

留年学生の履修（留年した学年次における未修得科目の履修及び留年した学年次における翌年次科目の履修）に関する制度については、神戸薬科大学履修規程第13条及び履修要項〈留年学生について〉としてシラバス内に明記されているが、上記の面談の際にも学生に直接指導することとしている。すなわち、留年した学年次における未修得科目が必修科目の場合は、その科目の再履修が必須である。また、上位学年配当の授業科目について、年間5科目を上限として履修を認めている。【観点 7-2-1】

（資料：シラバス－履修の手引－2009）

[点検・評価]

優れた点

- ・履修が可能な上位学年配当の授業科目を5科目までに制限していることは、未修得科目を数多く抱えて留年した学生に無理なくそれらを再履修させる上で有効に働いているといえる。

改善を要する点

- ・特になし。

[改善計画]

特になし。